

## 入札監理小委員会における審議の結果報告 産業財産権研究推進事業

特許庁の産業財産権研究推進事業については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成28年4月から平成30年6月までを期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

### 1. 事業概要について

- ・ 2年3月の事業を1クルーとした複数年契約を毎年発注する契約形態
- ・ 民間競争入札は3期目であるが、事業の評価は行われていない。
- ・ これまで公益法人の一者応札が継続

### 2. 実施要項（案）の審議結果について

#### 【論点①】

従来の実施に要した経費については、委託している経費を明確に記載すること。

#### 【対応】

経費については、すべて委託していることを明確化し、人件費、事業費及び一般管理費について分けて記載するとともにそれぞれの内訳について詳細に記載した。

更に、平成25年度開始事業については、確定した各年度の実績額を記載した。(24頁)

#### 【論点②】

従来の実施に要した人員について、具体的な業務量を明確にすること。

#### 【対応】

記載している人員で3か年分の開始事業に従事していることを明確にした。(25頁)

#### 【論点③】

派遣研究者事業の派遣実績や及び招へい研究者事業の招へい実績について記載すること。

#### 【対応】

直近3か年の実績を記載した。(27頁)

### 3. 意見募集結果等について

平成27年9月9日から10月8日の間の意見募集の結果2者から2件の意見が寄せられたが、実施要項（案）の修正を伴う意見はなかった。

以上